実務経験証明書の作成にあたっての注意点

①　証明者欄

主任電気工事士の実務経験を証明する事業者について記入する欄です。

|  |
| --- |
| 【※注意点※】  証明者として認められるのは、国又は都道府県で電気工事業法の登録を受けている電気工事業者です。**登録番号等を持たない業者の証明は無効です。建設業許可番号、電気工事士免状番号、東京電力の登録番号ではありません。**  ・　勤め先が登録業者の場合は、勤め先が証明者です。  ・　以前の勤め先が登録業者の場合は、以前の勤め先が証明者です。  ・　勤め先の倒産等で証明を受けられない場合は、元請け、下請け等の電気工事業者２者から証明を受けてください。  ・　個人が自分の経験を自ら証明することはできません。ただし、法人が法人の代表者の実務経験を証明することは認められます。 |

②　証明者押印欄

証明者が押印する欄です。

証明者が法人の場合は法人の代表者印を、証明者が個人の場合は個人の認印を押印してください。

③　電気工事に従事した期間欄

第二種電気工事士免状の交付後に、電気工事を行った期間を記入する欄です。

|  |
| --- |
| 【※注意点※】  下記の場合は、受付ができません。  ・経験期間の最初の年月日（始期）が第二種電気工事士免状の交付年月日よりも前の日付  ・経験期間が証明者の登録等の有効期間外⇒有効期間については、証明者に確認してください |

④　業務の内容欄

実務経験の内容を記載する欄です。

|  |
| --- |
| 実務経験とは、電気工事業法第２条第１項に規定する電気工事に従事した経験をいいます。  なお、次の工事に従事した経験は実務経験とは認められません。  ・　自家用電気工作物に係る電気工事（ただし、認定電気工事従事者認定証取得後の600Ｖ以下で使用する自家用電気工作物に係る電気工事（簡易電気工事）及び、平成２年８月31日までに従事した500ｋＷ未満の自家用電気工作物に係る電気工事は実務経験になります。）  ・　発電所、変電所、送電線路及び保安通信設備に係る工事  ・　家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事  ・　電気工事士法施行令第１条に定める軽微な工事 |